

平成 22 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名	ヒロセ電機株式会社
代表者名	代表取締役社長 中 村 達 朗 (コード：6806 東証第一部)
問合せ先	執行役員 管理本部副本部長 福 本 広 志 (TEL. 03-3491-5300)

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 17 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 22 年 2 月 18 日より当該公開買付けを実施しておりましたが、当該公開買付けが平成 22 年 3 月 18 日を以って終了いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

また、本公開買付けをもって、平成 22 年 2 月 17 日開催の取締役会の決議による上記規定に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

I. 公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

ヒロセ電機株式会社 東京都品川区大崎五丁目 5 番 23 号

(2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 22 年 2 月 18 日（木曜日）から平成 22 年 3 月 18 日（木曜日）まで（21 営業日）

② 公開買付開始公告日

平成 22 年 2 月 18 日（木曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、8,850 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 22 年 3 月 26 日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（イ）個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額（買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額）が差し引かれます。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成22年3月18日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成22年3月25日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 公開買付けの結果

（1）応募状況

株式の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	790,800株	—	874,800株	790,800株

（2）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数が買付予定数(790,800株)を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法第27条の22の2第2項において準用する同第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ヒロセ電機株式会社（東京都品川区大崎五丁目5番23号）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

- （1）取得した期間 平成22年2月18日から平成22年3月18日まで
- （2）取得した株式の種類 普通株式
- （3）取得した株式の総数 790,800株

- (発行済株式総数に対する割合 1.98%)
- (4) 株式の取得価額の総額 6,998,580,000 円
(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料他諸経費は含まれておりません。
- (5) 取得方法 公開買付けの方法による。

なお、本公開買付けをもって、平成 22 年 2 月 17 日開催の取締役会の決議による会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する決議内容 (平成 22 年 2 月 17 日公表分)

- (1) 取得する期間 平成 22 年 2 月 18 日から平成 22 年 4 月 2 日まで
- (2) 取得する株式の種類 普通株式
- (3) 取得しうる株式の総数 800,000 株 (上限)
(発行済株式総数に対する割合 2.00%)
- (4) 株式の取得価額の総額 7,000,000,000 円 (上限)

以 上